

氏名 (法人にあつては名称)	広島信用金庫
住所	広島市中区富士見町3番15号
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
基準年度(*1)	平成元年度～令和3年度(平均)

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上(特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上(特定事業者) <input checked="" type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	信用金庫・同連合会 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：6311)
事業の概要	昭和20年5月に設立し、協同組織金融機関として広島市内に本店を置き、地域社会の繁栄と、そこで暮らす皆様の幸せを願い、きめ細かな金融サービスを提供しております。なお、広島市内に55店舗(出張所を含む)を配置し、営業活動をおこなっております。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

温室効果ガスの排出抑制については、総務部担当常務理事を「エネルギー統括管理者」とし、当金庫の使用エネルギーの99%以上を占める電気使用量について抑制に向けた取組みを行っております。
--

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	2,572 t-CO ₂	2,315 t-CO ₂	10.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		2,315 t-CO ₂	10.0 %
目標設定の考え方	当金庫がSDGs取組強化の一環として掲げる「2030年度までに、温室効果ガスを50%以上削減する(2013年度比)」に基づき目標を設定。		

*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制制度を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。

*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。

*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
			%
			%
			%
原単位の指標及び 目標設定の考え方			

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ul style="list-style-type: none"> ・夏季に「クールビズ」、冬季に「ウォームビズ」を実施し、空調負荷軽減を図る。 ・全店、毎月4回以上の定時退庫を実施し、消費電力の削減を図る。 ・営業店において、営業時間外での営業室・ロビーの不要な照明の消灯および、営業室以外の使用時以外の消灯の徹底、不使用時のOA機器のシャットダウン、家電製品等の省力化を実践し、消費電力の削減を図る。 ・本店ビルにおいて、毎月2回の全館定時退庫の実施と、職員に対し「下り3階、上り2階以内」の階段利用を促し消費電力の削減を図る。 ・設備老朽化による設備機器の交換時、省エネに配慮した設備（LED照明、省エネ空調機器等）の導入。

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(*8)の活用等)

特になし

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsへの取組み強化の一環として、温室効果ガス排出量の削減目標を「2030年度までに50%以上削減（2013年対比）」に設定し、一層の省エネ化にむけ当金庫職員に対し「省エネへの取組み」を促すとともに、老朽化した空調設備の更新や、LED照明への交換を行い省エネルギー化を図り、温室効果ガス削減を進める。
--

5 その他の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・OA用紙の使用量削減に取り組む。 ・廃棄物の分別を徹底することでリサイクルに努めるとともに、排出量の削減に取り組む。 ・事務用品、粗品のグリーン購入を行う。

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、ワセツクルジツト制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。